

府議付議事案書

開催・令和 7年7月23日

所管部課	行政管理部契約検査課	部長	矢吹 勇一															
件 名	東大和市検査事務規程の一部を改正する訓令について																	
		区分	1 審議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 2 報告事項 <input type="checkbox"/>															
関係事項	条例規則 東大和市契約事務規則、東大和市工事成績評定要綱																	
部課機関																		
1. 要 旨																		
(1) 主な改正点																		
①検査員の検査を要しない契約の基準額について、契約事務規則の改正に合わせて引き上げる。(第29条)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 物件の買い入れ</td><td>100万円未満</td><td>150万円以下</td></tr> <tr> <td>2 委託</td><td>100万円未満</td><td>100万円以下</td></tr> <tr> <td>3 工事請負</td><td>100万円未満</td><td>200万円以下</td></tr> <tr> <td>4 施設の修理</td><td>100万円未満</td><td>200万円以下</td></tr> </tbody> </table>				契約の種類	改正前	改正後	1 物件の買い入れ	100万円未満	150万円以下	2 委託	100万円未満	100万円以下	3 工事請負	100万円未満	200万円以下	4 施設の修理	100万円未満	200万円以下
契約の種類	改正前	改正後																
1 物件の買い入れ	100万円未満	150万円以下																
2 委託	100万円未満	100万円以下																
3 工事請負	100万円未満	200万円以下																
4 施設の修理	100万円未満	200万円以下																
②検査員の検査を要しない委託契約について、実情に合わせ電算機に使用するソフトウェアの作成等を追加する。(第29条第1項第5号サ)																		
(2) 施行日 令和7年8月1日から施行する。																		
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 本規程改正については、総務課において審査済み。																		
3. 留意事項 (問題点等)																		
4. 主管部処理案 (検討結果等) 府議終了後、速やかに改正事務を進めたい。																		
5. 審議結果																		

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。